

# 船艇職員の合同救難訓練



令和3年8月13日、救難業務を強化した「巡視船とさ」の潜水士が、「巡視船さんれい」及び「巡視艇とさみずき」の船艇職員に対し、ロープの基本結索、要救助者の搬送法及び空気呼吸器の取扱い要領などを指導し、救助技術の向上を図りました。今後も、高知海上保安部所属の各船艇において定期的に訓練を重ね、海難事案に的確に対応できるよう取り組んでいきます。